

第146回定例総会議決事項

平成 25 年 10 月

全国都道府県議会議長会

本会は、10月22日、第146回定例総会を開催し、
次のとおり決議並びに提言を決定いたしました。

つきましては、これらが実現されますよう特段の
御高配をお願い申し上げます。

平成25年10月22日

全国都道府県議会議長会
会長 水本勝規



目 次

東日本大震災関連対策等の推進に関する決議	1
東日本大震災における原子力発電所事故対策に関する決議	21
2020年第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京開催支援に関する決議	35
平成26年度政府予算編成に関する提言	39
地方自治委員会	
1 地方分権改革の推進について	43
2 災害対策の充実強化について	47
3 消費者政策の充実強化について	49
4 情報通信基盤整備の推進について	50
5 総合的な治安対策の強化について	51
6 基地対策等について	52
7 北方領土の早期返還について	53
8 竹島の領土権の確立について	53
9 尖閣諸島問題への対応について	54
10 日本人拉致問題の早期解決について	54
社会文教委員会	
1 少子化対策の推進について	59
2 医療体制の整備について	60
3 高齢者・障害者施策の推進について	62
4 雇用対策の推進について	63
5 教育施策の充実について	64

経済産業委員会

- 1 地域経済の再生について…………… 69
- 2 中小企業の再生・活性化について…………… 69
- 3 エネルギー政策の確立について…………… 70

国土交通委員会

- 1 社会資本整備財源の確保について…………… 75
- 2 道路の整備促進について…………… 76
- 3 鉄道の整備促進について…………… 77
- 4 空港、港湾の整備促進について…………… 79
- 5 防災・減災対策の充実について…………… 80
- 6 水資源対策の充実強化について…………… 81
- 7 特定地域振興対策の推進について…………… 82

農林水産環境委員会

- 1 食料・農業・農村政策の推進について…………… 87
- 2 食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について…………… 90
- 3 森林・林業・木材産業政策の推進について…………… 92
- 4 水産業振興対策等について…………… 94
- 5 環境政策の推進について…………… 96

東日本大震災関連対策等の推進 に関する決議

東日本大震災関連対策等の推進に関する決議

東日本大震災は、岩手・宮城・福島の子県沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、死者行方不明者数は1万8千人を超え、その発生から2年7カ月が経過した今なお、約29万人の被災者が避難生活を余儀なくされており、その被害額もいまだ全容は明らかになっていないものの、内閣府によれば約16兆9千億円とも推計されるなど、これまで経験したことのない甚大な規模となっている。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故も予断を許さない深刻な状態が続いており、福島県においては、一刻も早い事故の収束と一日も早い平穏な生活を取り戻したいとの思いを胸に、多くの住民が過酷な避難生活に耐えている状況にある。

さらには、事故に伴う大量の放射性物質の広範囲に及ぶ拡散により、多くの産業や住民生活に深刻な影響を及ぼし、復興を目指す地域にとっては、大きな障害となっている。

復興に際しては、住民の生活はもちろんのこと、産業や雇用を含めゼロベースから新たな街を作り上げていくことが必要であり、また、被災地方公共団体の財政規模をはるかに超える莫大な復旧・復興事業費の確保など、多くの課題が山積している状況にある。

本格的な復旧・復興を着実に進めていくためには、国における平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算の確実な実行、今後必要となる財源の全額確保及び財政政策や金融政策等を総動員しての総合的な対策の実施、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく具体的な対策の早期の提示など、被災地域住民が希望を持てるスピード感のある対策の実施が必要である。

よって、一刻も早い被災地域住民の生活の安定を図り、本格的な復旧・

復興を加速させていくため、被災地域の実態に応じた柔軟な事業展開が可能となる相当規模の予算措置や制度の創設・改善を含め国の総力を結集し、次の事項に早急に取り組むよう強く要請する。

【 各府省庁共通 】

1 財政支援の継続等

「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興期間を10年間としているところであり、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が是非とも必要であることから、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成26年度はもとより、国の集中復興期間以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講ずること。

2 復旧・復興に要する人的支援等の拡大

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業量が求められており、独自の職員採用や広域的な人的支援だけでは到底人員不足を補うことができず、復興関連事業の本格化に伴い不足している土木・建築などの技術職員だけでなく、用地買収や税務事務を担当する職員、長期化する原子力災害に伴う健康管理や風評被害対策を担当する職員など、幅広い分野において更なる確保等が不可欠であることから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員からの人的支援を行うなど、復旧・復興に要する人員確保について、推進・強化を図るとともに、職員の事務負担を軽減するため、復興関連事業の業務委託について推進を図ること。

3 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっ

ているが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと。

4 住宅確保に向けた対策

災害公営住宅の整備に当たり、用地取得造成については現行の制度で平成25年度までに限るとなっているが、用地取得のめどが立たない地区が発生することが想定されるため、平成26年度以降も国庫補助を継続すること。併せて、災害公営住宅整備事業に係る効果促進事業の一括配分など、復興交付金交付事務の簡素化及び継続的な予算の確保を図ること。

また、被災者生活再建支援制度については、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建が十分に行える支援額に増額するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大すること。

5 エネルギー政策の具体的な施策の展開

原子力発電所の安全対策に万全を期するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用や情報の公開を含め、エネルギー政策に関する戦略的ビジョンを示し、国民的な議論を踏まえた具体的な施策の展開を図ること。

6 風評被害対策の拡充

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が、農林水産業・観光業等に深刻な影響を及ぼし、国内外に広く風評被害が生じていることから、更なる被害対策を確実に実施するとともに、輸出製品等に対する諸外国の規制措置の是正や正確な情報の発信など、取引の円滑化につながる対応を図ること。

【 内閣府 】

1 震災に関するメモリアルパークの整備等

津波浸水地域のうち復旧困難なエリアを北から南まで連担する形で国が買い上げ、防災・減災、追悼等を目的として、公園・緑地を広域的かつ総合的に整備すること。

また、震災・津波災害についての記録・研究・学習や最先端の震災・津波研究を行う施設の設置など、国において世界的にも注目される質の高いメモリアルパークを整備するとともに、被災地方公共団体が祈念公園の整備や津波災害の遺構を保存整備する取組について、財政上の支援措置を講ずること。なお、平成25年度予算に調査費が計上された復興祈念施設の検討に当たっては、施設規模や整備内容について、被災者の思いが十分くみ取られるよう配慮すること。

2 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

応急仮設住宅等に係る維持管理経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費など救助に要する経費の全てを災害救助法に基づく救助の適用範囲とし、全額国庫負担による支援を行うこと。

また、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間については、1年間延長されたところであるが、合理的な理由による応急仮設住宅間の転居を認めるほか、必要に応じて更に延長する措置を講じ、応援職員宿舎等として一時的に活用している応急仮設住宅については、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての供与期間の延長を認め、災害救助費の対象とすること。

さらに、みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、団地の集約や、民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を、災害救助費の対象とすること。

なお、応急仮設住宅の空き住戸について、社会福祉施設等の業務に従事する応援職員の宿舎としての一時的な活用を認め、用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費については、国による支援を行うこと。

【 総務省 】

1 復興基金積み増し等に対する財政支援

平成23年度に創設された取崩し型復興基金は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定着促進を図るための震災復興特別交付税が増額されたところであるが、住民の定着には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を講ずること。

2 防災・消防に係る施設・設備の整備に向けた支援

東日本大震災では、多くの住民が犠牲となり、また、多数の避難者が発生したが、この悲劇を二度と繰り返さないため、被災地方公共団体の復旧計画との整合性を図り、復旧しなければならない消防施設等消防力の復旧に対する継続した財政支援を講ずること。

また、消防救急無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を図ること。

3 被災地方公共団体の後年度の負担軽減等

復旧・復興事業の実施に伴う地方負担分については、基本的に地方債ではなく、震災復興特別交付税による措置とされたが、将来の被災地方公共団体の負担軽減に向け、引き続き同様の措置の継続を図ること。また、中小企業基盤整備機構から市町村に無償譲渡された仮設施設及び市

町村が国等からの補助事業によって取得した仮設施設等の将来における解体撤去を行う際の財政負担を軽減する等の対策を講ずること。

- 4 被災した公立病院の医療機能回復等のための地方公営企業繰出金の拡充
被災した公立病院の医療機能回復等のため、仮設診療所に係る医療器械も含めた施設・設備整備及びリース料金等運営に係る経費、被災した病院の解体撤去費について、地方公営企業繰出金の拡充を図ること。

【 財務省 】

1 複数回の事故繰越の承認

資材や人手不足などによる災害復旧工事の入札不調や中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の被災企業が実施する事業の施設復旧に必要な地盤嵩上げ工事等の遅れにより、相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難なことから、現在、事故繰越の簡素化が認められているが、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講ずること。

また、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続きの更なる簡素化に加え、必要となる予算の再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講ずること。

【 文部科学省 】

1 文教施設の復旧整備に係る国庫支出金交付制度の拡充等

津波により被災した公立学校施設の災害復旧事業に係る新築移転復旧の妥当性については、法令等に照らして個別に判断することとされているが、津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転

復旧する必要がある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、建設工事コストの高騰等により、新築復旧に係る国庫補助単価と実工事費とに乖離が生じていることから、地方の超過負担が生じることのないよう、適切な財政支援措置を講ずること。

また、公立社会教育施設の復旧に際しては、今後も極めて多額の費用が必要となることから、国庫支出金交付の継続を図ること。

さらに、平成25年度以降に災害査定を受け、復旧を進める私立学校についても、平成23年度と同様に国庫支出金交付率の向上を図ること。

2 生徒の通学手段確保に対する支援

仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費や仮設校舎から離れた実習施設への移動に係る経費に対する国庫支出金制度を創設すること。

3 教職員の確保のための支援

自ら死の危機に直面し、あるいは近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて大きな精神的苦痛を受けており、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であることから、公立小中学校及び公立高等学校、特別支援学校の教職員定数の中・長期的な加配措置の継続等と公立小中学校の少人数指導等の政令加配の維持等を図ること。

また、学校教育における防災教育の位置付けを高めるための防災教育主任の制度化とこれに伴う手当相当額の国庫支出金交付を求めるとともに、復興期間中における義務教育費国庫負担金の全額国庫負担化、応援派遣に係るルールづくりなど、学校教育の正常化に向けた支援を講ずること。

4 被災学生の授業料等の減免を行う公立大学法人への支援等に対する財政措置

公立大学法人が被災学生を対象に授業料や入学金等の減免を行った場

合又は公立学校入学者選抜試験手数料等を免除した場合、設立団体である県は公立大学法人に対して運営費交付金の追加交付等の支援を行う必要があるが、震災からの復旧・復興に係る県の財政負担は膨大なものとなっていることから、当該支援に対する地方財政措置を今後も継続すること。

5 私立学校施設の復旧及び運営支援

私立学校施設の再建に際しては、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、災害復旧費の国庫支出金交付率の向上や長期の償還期間、据置期間を設定した無利子の新たな融資制度の創設など、一層の柔軟な取り扱いを図ること。

6 宮城県原子力センターに対する支援

全壊した宮城県原子力センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、国において全額必要な予算を確保すること。

【 厚生労働省 】

1 保健衛生施設や社会福祉施設等の復旧・復興支援等

保健衛生施設や社会福祉施設等の災害復旧に際しては、一部国庫補助とはいえ被災地方公共団体の負担が膨大となり、また、国庫補助対象外の社会福祉施設等の災害復旧費も極めて多額に上ることから、全額国庫負担も含めた国庫支出金交付率の更なる嵩上げや補助対象期間の延長及び対象施設の拡大等を図ること。また、介護基盤緊急整備臨時特例基金による施設整備を継続できるよう基金の設置期限の延長等の措置を講ずること。

2 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図り、柔軟な活用ができる取扱いとするとともに、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講ずること。

3 介護給付費の地方負担分の国費による補てんや財政安定化基金の交付要件の緩和等

甚大な災害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の適用期間終了後も安定した介護保険事業が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補てんや財政安定化基金の交付要件の緩和等を行うこと。

4 被災者に対する支援等

遠隔避難者に対する生活支援の充実や、サポートセンター運営、被災者健康支援事業の推進、安心こども基金の設置期限の延長及び対象範囲の拡大、被災者の心のケア対策の充実、震災等緊急雇用対応事業による被災求職者の雇用確保など、被災者に対する支援について一層の充実を図るとともに、財政支援措置を講ずること。

5 被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に対する特別な財政措置

東日本大震災による甚大な被害により、医療費の増大及び保険料（税）の減収など被災市町村国保及び後期高齢者医療制度の財政基盤が大きく損なわれたことから、安定した国保事業等の運営が図られるよう、調整交付金の増額など十分な財政支援措置を講ずること。また、東日本大震災による生活困窮者は依然として存在しており、市町村保険者等が一部負担金等の減免措置を行った場合は、被害の甚大さに鑑み、特に減免が

必要な被災者に対する特別な財政支援措置について配慮すること。

【 農林水産省 】

1 協同組合事務所の復旧・復興のための新たな国庫支出金交付制度の創設や制度の弾力的な運用

漁業協同組合や農業協同組合、森林組合等の事務所等の復旧・復興に当たっては、一部が国庫支出金交付制度の対象となっているものの、本格的な移転新築を余儀なくされる組合等に対する支援制度がなく、組合等の自己負担が多額に上り、事業運営に支障を来す状況となっている。

このことは、農林水産業再生の中核となる組合等が機能せず、生産者等地域全体の復興に影響を及ぼすこととなるため、組合等の復旧・復興のための新たな国庫支出金交付制度の創設や制度の弾力的な運用を図ること。

2 園芸農業施設の災害復旧に対する支援

東日本大震災農業生産対策交付金は、今後農地復旧による作付けが順次開始されることに伴い引き続き被災農業者等から事業の要望が見込まれることから、制度の継続実施と十分な予算措置を確実に講ずること。また、地域の営農条件や被災状況に応じた事業の導入が必要であることから、園芸農業施設の災害復旧に対する支援を含め生産振興に係る事業対象の拡充、より柔軟な採択要件に見直すこと。

3 農業者の生活再建のための総合的な支援

被災農業従事者の収入確保のための被災農家経営再開支援事業の増額及び経営が安定するまでの期間の継続を図ること。また、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業等の継続を図ること。

4 漁港施設等の復旧整備支援

水産業復興の鍵となる壊滅的な被害を受けた漁港施設等の災害復旧に

際しては、被災地方公共団体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率の更なる嵩上げや要件の緩和などを行うとともに、漁場へ広範囲に流出したガレキの回収については、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、平成26年度以降も地方負担が生じない制度とすること。

また、被災地の津波防災機能の強化を早急に図るため、既存の防潮堤（海岸保全施設）の復旧のほか、新たな防潮堤の整備が必要になることから、平成25年度に計上されている予算を平成26年度以降も確実に確保すること。

5 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から、地域資源を活かした産業創出を図るため、農業生産等に加工・販売を組み合わせた農林水産業の6次産業化の推進により、新たな雇用・所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6次産業事業者の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

特に、被災地に対しては、全国一律の制度とせず、出資比率の優遇など特別な対策をとること。

6 農山漁村における再生可能エネルギー活用の促進

被災地において、地域の基幹産業である農林水産業の再生と並行しながら、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを進めるための支援措置を講ずること。

【 経済産業省 】

1 商業活動の再開支援

グループ補助金については、各地域において、多くのグループが既に認定を受け、新たに認定に至るグループを組成することが困難になって

きている状況を踏まえ、今後とも被災事業者が復旧のために必要な支援が受けられるよう、制度の改善を図った上で、平成26年度以降も継続的に実施すること、または被災地域の実情に応じた新たな支援制度を創設すること。さらに、中小企業の二重債務対策が円滑に行われるよう国の支援を継続すること。

2 商工会、商工会議所会館の復旧支援

原発事故により避難指示区域に事務所が所在し、移転を余儀なくされている商工会や、津波により土地利用計画がまだ定まっていない商工会、地震により建物が全壊・半壊し仮施設等へ入居している商工会等があることから、平成26年度以降も商工会等施設復旧事業を継続すること。

3 金融対策に係る支援の継続

東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付について、被災した中小企業者の資金調達手段を今後も確保するため、平成26年度以降も引き続き実施すること。

また、全国信用保証協会連合会基金への造成費補助の拡充や信用保証協会における取り崩し可能な基金の造成など、信用保証協会の経営基盤の安定・強化にも配慮すること。

4 県制度融資への支援

東日本大震災により被災した中小企業者の資金繰りを支援するため融資を行った制度資金の利子補給及び保証料補助について、財政支援を行うこと。

【 国土交通省 】

1 社会資本整備の促進

道路・橋梁・港湾・空港・堤防・下水道等公共土木施設の被害は壊滅的で、被災地方公共団体の負担は想像を遥かに超える額になることから、

災害復旧及び復興に係る地方負担について、復興が完了するまで震災復興特別交付税の対象とすることに加えて実勢価格を反映できる積算手法の設定や作業員の宿舍対策支援、資材確保の支援等の措置を講ずること。

また、国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金を免除すること。

さらに、被災地の津波防災機能の強化を早急に図るため、新たな海岸保全施設や避難路等を含む多重防御を目的とした二線堤等の整備に向けた復興枠予算の確保と、事業推進の障害となっている将来的な維持管理経費などへの新たな支援制度の創設を含めた総合的な対策を図ること。

2 中核的な広域防災拠点の整備

東日本大震災では、想定を遥かに超える甚大な被害が発生したことから、広域災害に対する救援物資の中継や後方支援機能のほか、直ちに現地の司令塔となる中核的な広域防災拠点の設置を図ること。また、都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合の財政支援措置を講ずること。

3 総合的な洪水防御対策

人口・資産・社会基盤施設の集積地である低平地は、地盤沈下が著しく、浸水リスクが高まっている状況にあり、排水対策、総合治水、高潮対策、地盤の嵩上げなどの応急・恒久的な対策はもちろんのこと、総合的な洪水防御対策、被災被害民有地の買収による国有地化、現在地での復興が困難で大規模な集団移転が必要な場合における支援等新たな事業制度の創設を含めた総合的な対策を図ること。

4 公共交通機関の復旧整備支援等

地域住民の生活の足である離島航路、バス等においても甚大な被害を受けており、被災地方公共団体や事業者の負担が多額に上ったことから、地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）の補助上限の引き上げや期間の延長、福島避難解除等区域生活環境整備事業の予算の確保など、支

援の充実を図ること。

さらに、同様に甚大な被害を受けたJR線の早期復旧に向け、赤字要件などの補助要件の緩和、補助対象の拡大、補助率の最大限の引き上げ等を行うとともに、ルート移設等により原状の復旧から増加する事業費について、東日本旅客鉄道株式会社への支援を行うこと。

特に、JR常磐線については、避難指示区域での復旧が全線復旧に当たっての大きな課題であり、地震・津波の自然災害と異なり、原子力災害からの復旧は、国策として原子力政策を推進してきた国に全面的な責任があることから、国が断固たる責任を持って地元地方公共団体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を通じ、早期全線復旧を確実に促進すること。

5 港湾施設の災害復旧支援等

東北地方唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港をはじめ、港湾施設が東日本大震災により甚大な被害を受けていることから、災害復旧に係る地方負担を軽減すること。

また、風評被害対策を含め港湾施設の利用拡大に向けた船舶の寄港を促進する取組を図ること。

6 復興道路等の整備の促進

三陸縦貫道路等の緊急整備や太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の強化について、「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めること。

また、概ね10年後の完成が目標とされているが、地域の再生のために極めて重要であるので、前倒しして完成させること。

7 直轄事業の着実な推進

復興が完了するまでの間、「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと。

8 「復興枠」及び「通常枠」の確保等による社会資本整備費の重点投資内陸部を含めた被災地の早期復興に向けて、引き続き、「復興枠」及び「通常枠」の確保等により被災地に社会資本整備費を重点投資すること。

9 災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築

災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、被災地域と内陸部の避難先や後方支援拠点基地等を結ぶ道路の整備等を図ること。

10 観光施設等の災害復旧等支援

観光施設も甚大な被害を受けており、また、直接地震等の被害を受けなかった観光施設においても、その後発生した津波や原子力災害に伴う風評により観光客の大幅な減少に直面し、重大な影響を受けていることから、観光施設等の災害復旧や被災地の観光振興を図るための活動に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を図ること。

【 環境省 】

1 災害廃棄物処理に対する支援

災害廃棄物の広域処理については、概ねめどが立ったところであるが、PCB廃棄物等の処理困難物や不燃系廃棄物の一部について、引き続き調整・支援を強化すること。

また、国においては、住民や関係団体の理解の下、廃棄物処理が進むよう、次の事項について、速やかに十分な措置を講ずるよう求める。

(1) 災害廃棄物としての処理を完了した復興資材の早期利用が進むよう調整するとともに、技術的・財源的にも支援すること。

(2) 復興資材について、復興工事で利用されるまでの一時保管や運搬に係る経費について、十分な財源措置を講ずること。

(3) 放射性物質、PCB及びアスベスト等の有害物質の安全対策やモニタリングを適切に実施するとともに、災害廃棄物処理に必要な経

費について、受入地方公共団体も含め適切に措置すること。

- (4) 最終処分場における埋立処分後の長期間にわたるモニタリングといった将来にわたる維持管理方策の確立など地域の安全・安心を確保するため、法整備を含め、必要な仕組みづくりを行うこと。

また、復興資材として利用できない災害廃棄物が多量に発生しており、最終処分場の残余容量が急速に減少しているため、最終処分場の拡張や新設への財政支援を強化すること。

- (5) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理を促進するため、放射性物質の正しい知識について普及・啓発を図ること。
- (6) 市町村・住民・関係団体等に対する説明会への職員派遣など、住民等に対する安全面に関する情報提供、災害廃棄物の受入れや処理の安全性に係る理解の促進を図ること。
- (7) 放射性物質を含む廃棄物の焼却処理や埋立処分などにおける新たな施設の構造基準や安全な処理方法を明示するなど、廃棄物の処理に関する安全性の確保について、専門的・技術的な知見から明示・説明すること。
- (8) 放射性物質に汚染された畦畔草や果樹せん定枝などの野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

【復興庁】

1 地方の創意工夫を発揮するための復興交付金の柔軟な運用

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、次のとおり復興交付金事業の確実な予算措置を講ずるとともに、平成25年3月に公表された運用の柔軟化に関する方針について確実に実施すること。

- (1) 復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、事業

ごとの総交付額を一括して交付するとともに、今後の事業の進捗に合わせ工事の前倒し発注への柔軟な対応や資材高騰等による事業費の増額に対応が必要なことから、事業費流用に柔軟に対応すること及び手続きを簡素化すること。

- (2) 基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、その趣旨を踏まえ、基幹事業全体の35%まで、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業に充当できるようにすること。
- (3) 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、社会資本整備総合交付金（復興）及び農山漁村地域整備交付金（復興枠）等の確実な予算措置を図るとともに、これらの地方負担に対する財政措置等について、復興交付金と同等の財政支援を講ずること。
- (4) 交付金事業計画の申請手続については、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

2 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

- (1) 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。
 - ① 税制上の特例措置が適用される特区について、申請者が立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。
 - ② 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制・手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に

特例措置を適用すること。

- ③ 今後提案を予定している新たな特例措置の追加・充実などについても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めるよう特段の配慮を行うこと。

- (2) 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

以上、決議する。

平成25年10月22日

全国都道府県議会議長会

東日本大震災における原子力発電所 事故対策に関する決議

東日本大震災における原子力発電所事故対策に関する決議

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による大津波は、東京電力福島第一原子力発電所を襲い、全交流電源を失った上に、冷却機能も喪失し、大量の放射性物質が放出され、国際評価尺度で最も深刻なレベル7に位置付けられる重大事故に発展し、放出された放射性物質による影響は、いまだ継続し、また、現在も、仮設設備におけるトラブルが続くなど、依然として国民の不安を招く事態が続いている。

この事故により、福島県では、立地町や周辺市町村の多くの人々が避難を余儀なくされており、避難生活の長期化により雇用と生活の場を失うという状況に直面し続けている。

また、放射性物質の放出による健康被害への不安を始め、農林水産物の出荷・摂取制限や風評による損害、さらには企業活動の停止や観光客の大幅な減少など原子力事故の影響は、個人から産業全般あるいは、他県にも深刻な影響を及ぼし、その被害は広範囲に及んでいる。

こうした中、避難を余儀なくされた人々は、一日も早く故郷に戻り、これまでの平穏な生活を取り戻したいとの思いを抱いて、過酷な避難生活に耐えている。

東京電力福島第一原子力発電所の事故処理対応については世界が注視しており、原子力政策を国策として推進してきた国は、人的、技術的支援を含めた世界の英知を集め、一刻も早い事態の収束を図り、福島県民を始め全国民が安全と安心の下で暮らすため、次の事項に早急に取り組むよう強く要請する。

1 原子力事故への対応

(1) 政府は、平成23年12月に事故収束に向けた道筋のステップ2が完

了した旨の宣言をしたところであるが、いまだ事態の収束には至っておらず、多くの国民が事故の深刻な事態に不安の念を抱いている。原子力政策を推進してきた国は、事故収束対策にも責任を持ち、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ確実に実行することにより、一刻も早い事故の収束を図ること。また、その進捗状況を分かりやすく、丁寧に開示しながら取り組むこと。

- (2) 放射性物質の大気中への放出や汚染水の海洋放出は、より深刻な事態を避けるためであったとはいえ、本来あってはならない行為である。特に、新たな汚染水の海洋放出は水産業や水産資源に更なる被害を与えることから、今後の収束に向けた取組においては、いかなる理由があろうともこうした行為を二度と繰り返すことのないよう、原子炉等の適切な管理を行うこと。

また、放射性物質を含む水が淡水化装置や配管から漏えいし、海洋へ流出する問題が繰り返し発生し、さらに、地下貯水槽防水シート、移送ポンプ配管、トレンチ（坑道）等からの汚染水漏えいの新たな問題が発生しているが、特に、地上タンクからの汚染水漏れは、極めて深刻な事態であることから、このような事象が二度と発生しないよう、更に厳重な管理を徹底すること。

- (3) 今回の原子力事故により、広域的かつ長期的な住民避難等、原子力災害対策特別措置法の想定を超えた深刻な事態が発生した。これに対し福島復興再生特別措置法が平成24年3月31日に施行（平成25年5月10日一部改正）され、地域再生の進行に向けた取組が図られたところであるが、同法や法の基本方針等に定められた施策を確実に実施するとともに、福島復興再生関連予算について、施策名、担当省庁、施策の内容、事業費等を一覧しやすい形で取りまとめ、県

及び市町村等と情報の共有化を図ること。

また、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に基づく施策を着実に推進するとともに、同法律で手当しきれない部分があれば更なる法制度の拡充を行うこと。

さらに、被災地の復興等を一元的に所管する組織として平成24年2月10日に復興庁が設置されたが、被災地の復興におけるワンストップ窓口の役割や、省庁間縦割りの弊害を解消する等の本来の役割がまだまだ十分には果たせていない。特に、福島県においては、原子力災害からの復興に関連する施策に関して、現地での実施機能の強化及び被災地の現場における施策の判断の迅速化を目的とし、平成25年2月1日に福島復興再生総局が設置されたところであり、復興のための施策の企画及び立案並びに総合調整機能を強化すること等により、被災地の復興を早期かつ確実に進めること。

- (4) 避難者の一日も早く故郷に戻りたいとの思いに応え、今後の生活に夢と希望を持ち続けることができるよう、避難指示を解除する際の判断基準及び解除予定時期を早急に示すこと。

2 正確で分かりやすい情報の提供と測定体制の整備

- (1) 今回の原子力事故により飛散した放射性物質は、福島県はもとより隣県を始め広範囲に拡散し、その影響は、飲料水、農林水産物等、住民の暮らし全体にまで及んでいることから、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の予測範囲に影響が及んでいる都県まで拡大し、定期的に情報の提供を行うとともに、国の責任において大気中、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を充実し継続的な測定を行い、より詳細で分かりや

すい大気中及び土壌の放射線量等分布マップを早急に示すなど、その測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を国民に速やかに提供すること。

また、海洋に放射性物質に汚染された水が放出される事態が続き、漁業者や国民の不安を招いていることから、国においては、海洋モニタリングを強化し、その測定結果を踏まえ、国の責任において海洋生物や人体への影響の有無を評価し定期的に公表すること。

(2) 健康に対する影響など放射性物質による汚染への不安が増大しており、放射性物質に係る健康や生活に対する影響を踏まえ、年間積算線量の上限値など、放射性物質汚染に関する様々な基準を明確化し、科学的根拠に基づいた正確な情報を国民にわかりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康被害に関する全ての情報を速やかに公開すること。

(3) 放射性物質による汚染の影響が広範囲に拡大し、住民の不安の声は高まり続けており、不安解消に向けた各種の放射線や放射性物質に係る測定・公表が必要不可欠な状況であることから福島県はもとより、周辺の都県等が実施する空間放射線量率の測定や農林水産物、飲料水、上下水道処理等副次産物、土壌、海水等に含まれる放射性物質のサンプリング調査、測定機材の購入、測定等に係る業務委託などの経費については、既に対応した経費も含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

3 住民の健康対策

(1) 福島県のみならず、隣接する宮城県などにおいても、放射性物質の影響が収束を見せない状況であり、被ばくによる晩発性障害に対する住民の不安は大きいものがあることから、影響が懸念される隣

接県民を対象としたホールボディカウンター等による検査や18歳以下に対する甲状腺検査などの健康調査を実施するとともに、国として長期間にわたり立地地域住民、福島県民及び放射性物質の汚染が認められる隣接県民を始めとした国民の健康を管理する体制を構築し、国の責任において対応すること。

- (2) 放射性物質は広範囲に拡散し、各地域に深刻な影響を及ぼしており、住民の不安解消や安全確保に向けた対策が必要であることから、福島県のみならず影響が及んでいる隣接県等の子どもを始めとする県民を対象に、健康確保に必要な事業等の機動的・柔軟な実施を可能とする健康基金（仮称）を創設するなど、住民の健康管理に関する中・長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の除去対策

- (1) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、迅速かつ着実な除染の推進に国が責任を持って取り組むこと。

また、除染に要する費用は全額国庫負担とするとともに、除染技術の研究を行い、効果のあるものは速やかに補助金又は交付金の対象に取り込み、実態に応じた柔軟な執行を認めること。

- (2) 放射性物質の拡散や被害拡大を踏まえ、汚染土壌の除去や浄化の先進的研究を行っている産学と一体となったリーディングプロジェクトを設置し、汚染土壌の効果的な除染方策を直ちに提示するとともに、住民の年間追加被ばく線量の低減に向けた対策指針や放射線に対する影響の大きい乳幼児、児童生徒のための具体的対策を早急に策定し示すこと。

(3) 今回の原子力事故により住民は、目に見えない放射線に対して不安に怯えながらの生活を余儀なくされている。住民の不安を解消し安心して生活することができる環境を取り戻すために、市街地、公園、通学路などを含め生活環境全体の除染について国の責任において確実に実施すること。

また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分については、最終処分方法を一刻も早く確立するとともに、国の責任において処分先及び処分費用の確保を図ること。

(4) 立地地域及び周辺地域の主たる産業のひとつが第一次産業であり、当該地域の再建には農林水産業を安心して継続できる環境が重要であることから、農地、森林等の除染に係る技術を確立するとともに、消費者や実需者から選択される安全な農林水産物の生産に不安なく取り組めるよう抜本的・総合的な対策を策定し、国の責任において確実に実施すること。

また、水産業の再開に向けて、放射性物質による海洋や湖沼汚染の状況やメカニズムを解明するとともに、低減対策を講ずること。

(5) 汚染された稲わら、堆肥や降下物中の放射性物質が集積される汚泥等放射性物質を含む廃棄物のうち、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の指定廃棄物（8,000ベクレル/kg超え）となったものは、国が責任を持って管理・処分を行うとともに、処分施設を確保すること。

また、放射性物質に汚染された廃棄物は、その汚染濃度に関わらず、国が管理・処分に要する費用を負担し、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実

効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及させ、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

- (6) 森林の除染については、生活圏以外にも対象範囲を拡大するとともに伐採を含めた除染方法を早期に確立し、林業生産活動と森林除染を一体的に推進する施策を構築し、必要な予算措置を行うこと。
- (7) 流域から流入する放射性物質を蓄積している農業用ダム・ため池について、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への悪影響を防止するため、これらを除染対象として位置付けること。

5 風評被害対策

- (1) 地方公共団体や関係団体等の検査実施主体が実施する農林水産物、工業製品、加工食品、水道水等の放射性物質検査に係る検査機器等の整備に要する経費及び検査費用については、いまだにその多くが地方負担となっているため、既に対応した経費も含め、自己負担の無いよう支援を行うことなどにより、国の責任においてしっかりと検査支援体制を確保すること。
- (2) 牛の放射性物質の検査の実施に要する経費に係る損害賠償が円滑に行われるよう全面的な支援を行うこと。

また、県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費への全面的かつ継続的な財政支援を行うこと。

さらに、消費者に対しては、牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性について、正確な情報提供やPR活動を継続して行うこと。

- (3) 日本の主食である米を始め果物・野菜・林産物・水産物などの農林水産物に対する影響が懸念されることから、しっかりとした検査体制を確保することはもちろんのこと、国民の食材への安全・安心

の信頼を裏切ることのないよう国の総力をあげて対応すること。

また、学校等における給食の食材に関しての不安が高まっていることから、食材の安全・安心な流通確保など、不安を払拭させる総合的な対策を早急に講ずること。

さらに、国から出荷制限要請の指示が出されている野生きのこについて、出荷制限解除要件を早期に示すとともに、解除要件については、野菜や魚のように、まつたけなど個々の品目毎の解除や、検体数を減らすなど野生きのこの生態に即して柔軟に対応すること。

- (4) 工業製品に対する取引拒否など、放射能に対する過剰反応を示す企業もあることから、製品等個々における安全基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行い、産業活動の正常化のため業界団体への指導を強化するとともに、悪質な場合はその事業者名等を公表できるようにするなど風評を払拭する取組を強化すること。

また、農林水産物を始めとする貿易等に関して生じている諸外国の過剰な規制等やいわれのない風評の払拭のための対策を国の責任において確実に実施するとともに、円滑な輸出を行えるよう、放射線検査体制の整備や諸外国に対する正確かつ積極的な情報の提供、安全・安心であることを証明する仕組みを国の責任において早急に構築すること。

さらには、輸出に際しての障壁となっている放射性物質検査に係る費用について、国において事業者に対して十分な助成措置を講ずるとともに、諸外国の輸入停止措置や風評被害によって生じた輸出関係事業者の損害について、全額の補償が受けられるよう国の責任において措置すること。

- (5) 輸出の重要な鍵となる港湾の検査体制の強化を図る必要があることから、地方公共団体等が行う放射線量等の測定に関する経費や貨

物又はコンテナの除染を行う場合の経費、除染の際に生じた廃棄物等の保管、処分等の経費など、所要の経費の全てを国の責任において措置すること。

- (6) 避難先における人権侵害ともいえる放射線に関する風評被害も発生していることから、国民が放射線と健康に関する正しい知識を身に付けることができるよう、国による積極的な広報活動を行うこと。

また、外国人観光客の減少を食い止め、早期の観光関連産業の正常化を図るため、正確な情報の発信の強化等により風評の早期払拭に努めること。

6 原子力災害に伴う損害賠償等

- (1) 原子力災害に伴う損害は、長期にわたる避難のほか、米の作付制限、農林水産物等の出荷や採捕の制限、企業活動の停止、個人の判断でやむを得ず実施した除染、除染に伴い毀損した財物、さらには、農林水産物、加工食品、工業製品、観光産業等における風評被害等、全国の産業全体に拡大している。今回の原子力災害に関する損害賠償について、国は先に決定した賠償支援の枠組みに従って、東京電力に対して完全な賠償が果たされるよう強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、都道府県や市町村が対応した経費についても、全額を国において財政措置すること。

- (2) 原子力損害の判定に関しては、被害者や被災地方公共団体等の意見を十分に聞き、現段階における損害のみで断定することなく、長期的な視点に立って風評被害や営業的損害などについても幅広く捉え、全ての損害について十分な賠償期間を確保するとともに、国の全責任の下で国が前面に立って、避難、帰還、移住における生活や

事業の再建に向けた切れ目のない対策を講ずること。

なお、長期にわたり帰還が困難な住民に対しては移住や転居等を強いられていることを踏まえ、実態を反映した慰謝料的性質の精神的損害の十分な賠償、補償を行い、確実に救済がなされるようにするとともに、避難指示解除までの期間が長期化した場合には解除までの期間に応じた追加的賠償が確実に行われるようにすること。

(3) 東京電力に対して、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針は、賠償範囲の最小限の基準であることを改めて深く認識させ、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟に対応するよう指導するとともに、適切かつ確実な賠償が速やかに行われるよう、国が責任を持って、財源の確保に努め、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建の施策を最後までしっかりと講ずること。

(4) 原子力災害に伴う損害は、いまだ災害の収束の見通しも立たない状況にあり、現段階で確定することが困難であることから、全ての被害者に対して、今回の原子力事故による損害賠償において、不利益が生じることがないように、立法による抜本的な救済措置等を講ずること。

(5) 森林の損害賠償については、これまでの管理費用や将来発生する付加価値を含む財物価値の喪失又は減少等に関する考え方を明確にし、損害賠償基準を早期に提示するよう取り組むこと。

また、田畑にあっては、賠償基準を国が前面に出て早期に示し、賠償金の支払いを速やかに開始させるなど、事業再開に支障が生じることがないように東京電力に対して強く指導すること。

(6) 東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を

控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

7 原子力発電所立地地域の復興

(1) 自主的な避難も含め、今回の事故により避難を余儀なくされている住民の多様な要請に応え、生活の質の向上を図るとともに、一日も早く故郷に戻り、元の生活を取り戻せるよう、住宅対策や生活資金の手当てのほか、二重ローン対策、雇用の確保、就労支援、事業活動支援、地方税の非課税・減免措置などの避難住民に対する支援措置について、国の責任において確実に実施すること。

(2) 原子力事故の特殊性から避難生活が長期化することが想定され、避難地域又は周辺地域で事業活動を行っていた商工業者は、事業活動の停止又は廃業を余儀なくされている。

また、観光地では、風評被害もあって、観光客・宿泊客が大幅に減少し、従業員の解雇や廃業も検討せざるを得ない状況に追い込まれている。事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、施設の復旧補助、事業継続に必要な資金支援など、ハード・ソフト両面にわたる強力な支援措置を講ずること。

(3) 原子力事故を一刻も早く収束し、立地地域及び周辺地域の復興に取り組まなければならないが、発電所の立地町や周辺町村の役場機能が県内外に移転し、住民も分散避難を強いられ、地域コミュニティの再生が大きな課題となっていることから、今後の当該地域復興の主体となる避難地方公共団体に対して、行政機能の維持確保に加え、地域再生に向けた財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

また、原子力災害対策に要する行政経費を全額国庫負担とし、被

災者支援等復旧復興のために柔軟に活用できる交付金を創設すること。

8 原子力施設の安全対策

- (1) 今回の原子力事故について、事業者及びオフサイトセンターを含む国の初期対応を始め事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供の在り方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。
- (2) 新たな規制基準については、原子力規制委員会において国民に対する説明責任を果たし、この基準に基づき各原子力発電所ごとに厳正な審査を実施すること。

また、新たな規制基準の今後の見直しに当たっては、現在も続く福島第一原子力発電所事故に係る検証はもとより、様々な関係機関や専門家、事業者の意見を聞きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映し、科学的根拠に基づく真に実効性のある規制を確立するとともに、国民に対し十分な説明を行うこと。

以上、決議する。

平成25年10月22日

全国都道府県議会議長会

2020年第32回オリンピック競技大会
及び第16回パラリンピック競技大会
の東京開催支援に関する決議

2020年第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京開催支援に関する決議

9月7日に開催された国際オリンピック委員会（I O C）総会において、東京が2020年大会の開催都市に選定された。今回の招致成功は、我が国が一丸となった招致活動の成果である。

2020年大会は、国民に夢を与え、諸外国との友好と世界平和に貢献する極めて意義深いものであり、日本が大震災から立ち直った姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを世界に示すとともに、停滞してきた我が国の経済を再生させる起爆剤となるものである。

この大会を成功させるためには、競技施設の整備はもちろんのこと、世界中から日本を訪れるお客様に十分なおもてなしができるよう国全体として様々な環境整備を積極的に推進する必要がある。

よって、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の開催に向け、全国各地で万全の準備が図られるよう、積極的な支援措置を講ぜられたい。

以上、決議する。

平成25年10月22日

全国都道府県議会議長会

平成26年度政府予算編成に関する提言

地方自治委員会

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革の目的は、住民生活に密接に関連する行政は、住民に身近な地方公共団体が、自らの判断と責任において行うという原則の下、活力に満ちた地域社会を構築することにある。

「国と地方の協議の場に関する法律」や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法、第2次一括法及び第3次一括法）等が成立したことは、真の地方分権型社会の実現に向けての確かな一歩であるが、地方分権改革を計画的かつ着実に推進するため、さらなる地方分権改革の方針を明確にし、引き続き更なる改革を進めていく必要がある。

地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の役割と責任は一層増大することとなるが、地方公共団体が、地域の実情に即して、自主的・自立的に行財政運営を行うためには、地方税財政基盤の充実強化が不可欠である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

【「国と地方の協議の場」の効果的な運用】

- (1) 国と地方が対等な立場に立って信頼・協力関係を確立していくため、地方行財政や地方公共団体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に「国と地方の協議の場」において十分協議を行うこと。なお、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を政策の制度設計等に的確に反映することができるように、十分な時間的余裕を持って提案を行うとともに、分科会の積極的な活用を図ること。

【義務付け・枠付け及び国の関与の廃止・縮小】

- (2) 地方公共団体の自主性の強化及び条例制定権の拡大を図る見地から、さらに一層の義務付け・枠付け及び国の関与の廃止・縮小を行うこと。

また、施設・公物設置管理の基準のうち、福祉施設の従事者や居室面積等に係る「従うべき基準」を、廃止又は「参酌すべき基準」へ移行すること。

【国から地方への事務・権限の移譲】

- (3) 二重行政の解消を図るため、国と地方の役割分担や出先機関の在り方について徹底した見直しを行い、地方への事務・権限の移譲を着実に推進すること。

その際、移譲事務に関する国の関与を最小限にとどめ、適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を最大限尊重の上、対応すること。

【地方税源の充実強化】

- (4) 国と地方の税源配分については、地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税源の充実強化を図ること。その際には、地方消費税の充実などにより税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

特に、自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、地方に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すること。なお、地方法人課税の在り方を見直しについては、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、投資減税や法人税の実効税率引下げの議論を行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、必要な地方税財源の確保に配慮すること。

さらに、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

【地方交付税総額の増額等】

- (5) 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能を充実強化するため、地方財政計画に福祉・医療など社会保障関係経費を始め、増加する地方の財政需要を適切に反映させるとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要額全額を確保できるよう地方交付税の原資となっている国税5税の法定率を引き上げ、総額を増額すること。

なお、本来、地方公務員の給与は、条例に基づき自主的に決定されるべきものであるため、国が給与削減を実質的に強制するような地方交付税の削減は二度と行わないこと。

- (6) 地方が中期的な視点に立った安定的な財政運営を行うことができるよう、地方財政計画の決定過程の透明化、予見可能性の向上を図ること。

また、国が後年度の財源措置を約束した、景気対策や政策減税、財政対策等のための地方債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

さらに、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を、地方交付税や臨時財政対策債とは別に地方特例交付金などで措置すること。

- (7) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」制度に改めること。

【国直轄事業負担金の廃止】

- (8) 直轄事業は国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業については地方に権限と財源を一体的に移譲することを明確にした上で、直轄事業負担金制度を廃止すること。

なお、事業の縮減に当たっては、社会資本整備が遅れている地域に配慮すること。

【法人事業税における収入金額課税制度の堅持】

- (9) 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

【議会機能の充実強化等】

- (10) 地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割はますます増大することから、議長への議会招集権の付与、臨時会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係行政庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、更なる議会機能の充実強化を図ること。

なお、地方議会の監視能力を高める観点から、知事のみで通知文書を発出している省庁にあっては、議会審議に資すると考えられる通知文書を、地方議会に対しても発出すること。

【公職選挙法の改正】

- (11) 都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定（第15条）を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにするため、第183回国会に提出された「公職選挙法の一部を改正する法律案」の速やかな成立を図ること。

【地方議会議員の新たな年金制度の実現】

- (12) 国民の幅広い政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、被用者年金に加入して基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある年金制度とするなど、地方議会議員の新たな年金制度を早急に実現すること。

2 災害対策の充実強化について

我が国は、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、津波、台風、洪水、地すべりなどによる災害が全国のあらゆる地域で発生しやすい国土となっており、先の東日本大震災では、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生が

懸念されているところである。

このため、災害の発生を未然に防止する対策の充実、災害に強いまちづくり、災害発生時の被災者支援や早期復旧、復興対策を推進する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 大規模災害等のあらゆる国家的緊急事態に対処するための法整備を早急に図り、国民の生命と財産を守ること。
- (2) 南海トラフを震源とする巨大地震を想定した「対策大綱」・「応急対策活動の具体計画」を早急に策定するとともに、第183回国会に提出された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の早期成立を図ること。
- (3) 応急対策拠点施設や避難空間の整備等を推進するため、引き続き実効性の高い財政支援措置を講ずること。
- (4) 防災拠点施設や避難所における「自立型ライフライン機能」の確立に向けた対策を推進すること。
- (5) 大規模災害における医療提供体制の確立のため、医療機関の耐震化や津波対策のための移転を加速させるとともに、DMATにおける継続的な災害時の医療人材の確保などを図ること。
- (6) 防災無線普及支援措置の拡充を図るとともに、携帯電話や通信衛星等を活用した多重の情報通信手段を確保すること。
なお、医療機関の通信については、特段の配慮を行うこと。
- (7) 自然災害に関する調査・研究を推進するとともに、全国的な観測、予知及び予報に係る体制を一層強化すること。
- (8) 大規模災害発生時に、被災地域以外の都道府県からの広域的な支援を受け入れるための総合的な調整を行う体制や避難生活から

生じる医薬品及び衛生材料のニーズに対応できる広域的な医薬品等の確保・供給体制の構築など広域的支援体制を確立すること。

- (9) 「被災者生活再建支援法」については、対象となる自然災害に係る戸数や対象世帯、被害区分の要件、基準の緩和等制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償するなど所要の措置を講ずること。
- (10) 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の1割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。

3 消費者政策の充実強化について

政府は、地方公共団体と連携して、いつでもどこでも消費生活に係る相談が出来る、消費者行政全国ネットワークの構築を目標に掲げ、地方消費者行政活性化交付金を創設し、地方公共団体における消費生活相談体制の強化を図ってきた。

しかしながら、消費生活相談の内容が、携帯電話等による架空請求、多重債務、ファンド型投資商品の劇場型勧誘等、複雑化・高度化しており、それらに迅速かつ適切に対応していくための環境整備が急務となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 市町村における相談窓口の整備を進めるとともに、変化が激し

く複雑高度化する消費生活相談への対応のため、地方公共団体の相談機能を更に強化すること。

- (2) 複雑化・多様化する消費者被害に対応するための、生活弱者を地域で見守るネットワークの構築を図ること。

4 情報通信基盤整備の推進について

地域住民が情報通信技術の進展に伴う利便性を享受し、効率性や活力を実感するためには、情報通信基盤の整備とその利活用が不可欠である。

しかしながら、地域住民が利用する情報通信基盤の整備や、自治体クラウドの推進による電子自治体の構築については、多額の費用を要する上に、国の各種システムや制度の整合性が十分に図られていないことから、効率的な構築・運営に支障が生じる状況にある。

また、条件不利地域においては、ブロードバンドサービスや携帯電話のインフラ整備が遅れており、情報格差の是正が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ブロードバンド環境の整備及び安定的運営を図るため、地方公共団体が整備したブロードバンド基盤の維持管理運営費、設備更新費への支援や過疎債、辺地債などを拡充すること。

なお、条件不利地域における電気通信事業者による設備投資の促進措置を拡充すること。

- (2) 情報通信技術の利活用を促進するため、公的機関の光ファイバ網を無償開放するとともに、先進的な事業実施に対する支援制度を創設すること。

(3) 自治体クラウドへの移行経費を支援対象とするとともに、電子入札システム等における国、地方公共団体の整合性確保など、電子自治体の構築に向けた必要な措置を講ずること。

(4) 地上デジタル放送の移行による暫定的な難視聴対策である「衛星によるセーフティネット」の対象となった世帯に対しては、速やかに恒久対策を講じ、その際に生じる対象世帯及び地方公共団体の負担が過重とならないよう、適切な財政措置を講ずること。

また、「テレビ受信者支援センター」の体制を維持し、住民サポートを継続すること。

5 総合的な治安対策の強化について

近年の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が10年連続して減少するなど数値の上では治安は着実に改善しつつあるものの、依然として子ども・女性が被害者となる犯罪が発生するとともに、サイバー空間におけるネットワーク利用犯罪の増加など、治安に対する国民の不安を解消するには至っていない状況にある。

こうした中、国民が安心して暮らせる社会を実現するためには、警察による取組だけではなく、関係機関、地域住民との連携による社会全体での取組が必要である。

よって、警察官を始めとする治安関係職員の増員による人的基盤の強化、サイバー犯罪対策資機材を始めとした各種支援システム等の物的基盤の整備を進めるとともに、地域ボランティアに対する積極的な支援、組織犯罪の根源にある犯罪インフラ対策など、総合的な治安対策の強化

を図らりたい。

6 基地対策等について

我が国では、米軍基地に起因する種々の問題が発生し、住民生活はもとより経済活動の制約となり、地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

また、我が国には、数多くの不発弾等が埋没・放置されており、住民に不安と恐怖を抱かせることとなっている。

よって、住民福祉の向上と地域の負担軽減を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 基地周辺の住民生活の安全確保のため、関係地方公共団体の意見を尊重し、万全の措置を講ずること。

また、国民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍人・軍属等の綱紀粛正などを図るとともに、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

- (2) 垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの配備、飛行訓練の実施等、その運用に当たっては、関係地方公共団体の意向に配慮すること。

- (3) 米軍施設・区域の整理・縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

とりわけ、米軍普天間飛行場問題を早期に解決すること。

- (4) 基地交付金等の所要額を確保すること。

- (5) 不発弾等を速やかに発見・処理するとともに、爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び被害に対しては、新たな補償制度

の創設など国の責任において対応すること。

- (6) 駐留軍等労働者の給与水準の見直しを行う際には、これまでの労使交渉等を踏まえて行うこと。

7 北方領土の早期返還について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、国民の長年の悲願である。

しかしながら、戦後70年近く経過した今もなお、領土問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

よって、従来にも増して国際世論の喚起に一層努めながら、実効性ある返還運動を展開するとともに、北方領土問題解決のための交渉をより精力的に進め、一日も早く北方領土の返還を実現されたい。

8 竹島の領土権の確立について

竹島については、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であるにもかかわらず、これまで60年近くにわたって韓国が不法に占拠し続けている。

また、韓国によるヘリポートの大規模改修工事の実施、前韓国大統領の上陸、さらには、周辺での防衛訓練、国会議員団の上陸等が相次いで強行されている。

こうした韓国の動きは、断じて容認できるものではない。

よって、国際司法裁判所における解決を含め、竹島の領土権の確立に

向けた強力な外交交渉を行うとともに、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開されたい。

9 尖閣諸島問題への対応について

尖閣諸島については、香港の民間団体メンバーの不法上陸に続き、中国公船の相次ぐ周辺領海内侵入や航空機の領空侵犯が発生している。

我が国の領土に対するこれらの行為は断じて容認できるものではない。

よって、尖閣諸島は我が国固有の領土であるという毅然たる態度を、中国を始め、諸外国に示すとともに、その守りを強化するために必要な措置を早急に行われたい。

10 日本人拉致問題の早期解決について

政府は、日本人拉致問題の解決に向けて、全被害者の即時帰国、拉致の真相究明、実行犯の引渡しに全力を挙げる方針を示し、北朝鮮に対する独自の制裁措置を2年間延長したところである。

また、本年3月に設置された北朝鮮の人権に関する国連調査委員会は、日本人拉致問題に関する証言を含む公聴会を日本で開催するなどの活動を行っている。

しかしながら、北朝鮮は、日本人拉致問題の解決を進めないばかりか、ミサイル発射や度重なる核実験、朝鮮戦争休戦協定の白紙化などの蛮行を重ねており、国際社会と緊密に連携し、北朝鮮に対する制裁を一段と

強化しなければならない。

よって、日本人拉致問題の解決なくして国交正常化なしとの精神の下
対話と圧力を堅持し、国際社会と緊密に連携して対北朝鮮政策を進め、
一日も早い日本人拉致問題の解決を図るべく全力を尽くされたい。

社会文教委員会

1 少子化対策の推進について

少子化の進行は、社会の活力低下や社会保障制度への影響等、経済や社会の広範な分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって憂慮すべき問題である。

このため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現し、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図ることが求められている。

よって、子育て支援の強化、働き方改革、結婚・妊娠・出産支援のための「少子化危機突破のための緊急対策」を着実に実行するとともに、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施に向けて地方と十分な協議を行うとともに、確実に財源を確保すること。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定された行動計画の着実な推進のため、その財源配分を拡大すること。

- (2) 多様な保育サービスを提供するため、認可外保育施設への財政支援の実施、中小企業等が行う事業所内保育施設及び病院内保育施設等に対する財政措置の充実、放課後子どもプラン推進事業の充実、保育所整備の拡充及び「安心こども基金」の事業期間の延長と対象事業の拡充等子育てと仕事の両立支援策を推進すること。
- (3) 医療保険制度における未就学児の医療費の自己負担の国の責任による無料化、給付型奨学金制度の創設等奨学金制度の拡充等子育てのための経済的負担の軽減を図ること。

また、地方公共団体が行う保育料の減免や教育費の負担軽減策など地方単独事業への財政支援を図ること。

- (4) 児童虐待防止施策及び児童相談所等の体制の充実などに対する財政措置の拡充を図ること。
- (5) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、不妊治療への医療保険適用なども含めた支援策の充実を図ること。
- (6) 少子化対策の観点から喫緊の課題となっている仕事と生活の調和に配慮した労働時間の実現に資する施策の充実を図るとともに、結婚や子どもを産み育てることについてのポジティブ・キャンペーンの展開、子育てを男女が共に担い、社会全体で支援する雰囲気醸成するための啓発活動の推進を図ること。

2 医療体制の整備について

我が国の医療を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行、国民の医療に対するニーズの多様化など、著しく変化しており、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療の確保を図ることが強く求められている。

特に、医師不足を解消するとともに、地域別・診療科別医師の偏在を是正し、救急医療や周産期医療を確保するなど、地域における医療体制を整備することは喫緊の課題となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地域における医療提供体制の整備については、望ましい医療提供体制の実現に向けた具体的方策等を明らかにした上で、都道府県との間で十分な協議を行うこと。

また、医師の絶対数の不足を解消するため、大学医学部定員増の恒久化を図るとともに、医師不足問題の抜本的解消に向けた医

師養成方針を早急に示すこと。

なお、総合医の制度化及び養成についても必要な措置を講ずること。

- (2) 地域別、診療科別の医師の偏在を解消するため、医師が不足する地域や診療科での勤務を誘導する仕組みを構築し、産科・小児科等の特定診療科の診療報酬の適切な評価、勤務医の過重労働の解消、地域医療支援センターの充実を図るとともに、臨床研修における研修医の地域への適正配置を促進すること。

また、医師数が標準人員を満たさない医療機関に対する診療報酬の減額措置の見直しを行うとともに、医師確保計画を策定した医療機関への特例措置を拡大すること。

- (3) 救急医療や周産期医療提供体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
- (4) 就労環境を改善し、女性医師の出産・育児による離職の防止、復職の促進を図るとともに、看護師や助産師の計画的な養成を着実に推進すること。
- (5) B型肝炎・C型肝炎患者等の救済を図るため、肝硬変及び肝がん患者に対する医療費に係る公的支援制度の充実、治療薬・治療法の開発、啓発活動による偏見差別の解消等の措置を講ずること。
- (6) 国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な制度とすることが大前提であり、医療費適正化、被用者保険との財政調整及び公費投入等の方針を明確にするなど、構造的な問題を抜本的に解決した上で、保険者の在り方を検討すること。

なお、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入に伴い生じる国費については、国民健康保険に優先的に投入すること。

- (7) TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に当たっては、医療の営利産業化や国民皆保険制度の崩壊を招くことがないようにすること。

3 高齢者・障害者施策の推進について

医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で用意されていることが不可欠であり、高齢化の進行に伴い必要とされる介護サービスを担う人材の確保や、今後更に要介護認定者等の増加が見込まれることから、特別養護老人ホームの整備促進等が求められている。

また、障害者総合支援法の施行を踏まえ、就労支援や地域生活支援事業等を着実に推進していくことが必要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 介護サービスを担う人材を確保するため、引き続き総合的な介護報酬の引上げ等恒久的な措置を講ずるとともに、保険料の引上げや地方の負担増とならないような制度とすること。

また、特別養護老人ホームの多床室の介護報酬について、個室・ユニット型と同様、適正な評価を行うこと。

- (2) 養護老人ホームの措置費に係る基準財政需要額の算定については、実態に即して見直しを行うとともに、施設整備時の整備費用確保のための「措置費の弾力的な運用」を拡大すること。

なお、介護保険サービス事業所に適用されている介護職員処遇改善加算と同趣旨の支援制度を養護老人ホームについても制度化

すること。

また、独立行政法人福祉医療機構からの借入れに係る融資率を引き上げること。

(3) スプリンクラーの設置、夜間の避難誘導體制の強化など、グループホーム火災事故の再発防止対策を講ずること。

(4) 地域生活支援事業の確実な実施のための財政措置を講ずるとともに、障害福祉サービス等提供事業者の報酬及び配置基準の改善を図ること。

また、就労継続支援事業のサービス供給量確保のため、報酬単価の見直し等の必要な対策を講ずること。

(5) 病院又は集客施設等における車いす利用者用駐車施設について、車いす利用者等が必要なときに確実に利用できるよう、国民への啓発、事業者への指導等を行うこと。

4 雇用対策の推進について

我が国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、一方では円安の進行に伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等は、地域の中小企業や農林水産業における不安材料となっている。

このような中で、景気回復の効果を地域全体に波及させるためには、雇用創出や人材育成強化など地域雇用対策を強力に推進する必要がある、特に、若年者の雇用環境については、有配偶率の低下や少子化の進行に対する影響も懸念されるところである。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 環境、医療・介護、農業、観光等の新成長産業分野を始め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。
- (2) 緊急雇用創出事業に係る基金の積み増し及び期間延長、「起業支援型地域雇用創造事業」に係る要件緩和の措置を講ずること。
- (3) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など若年者の雇用対策を国家戦略として強力に推進すること。
- (4) 非正規労働者については、その働き方に見合った正規労働との均衡ある処遇の確保を図るとともに、正規労働者への転換のための支援措置を充実すること。
- (5) 地方公共団体等が譲り受けた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設の機能が今後とも維持されるよう、改修工事等に対する助成措置を継続すること。
- (6) 季節労働者の雇用の安定のため、通年雇用化を促進する施策の充実・強化及び、公共工事の平準化等による冬期雇用の拡大を図ること。

5 教育施策の充実について

現在、国においては、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」及び「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、教育の再生を図ることとしているが、地域の実情を踏まえた教育を実現するためには、地方の意見を十分踏まえた上で、教育施策の充実を図ることが不可欠である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 教育委員会制度の見直しに当たっては、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、「国と地方の協議の場」を活用するなど、具体的な制度設計について地方の意見を十分反映することができるようにすること。
- (2) きめ細かな教育を実現するため、少人数教育の推進を図ること。
- (3) いじめ問題の未然防止等に効果のあるスクールソーシャルワーカー制度の充実を図ること。
- (4) 私立学校に在学する生徒の経済的な負担軽減等を図るため、現行の私学助成制度の一層の充実強化を図ること。

経済産業委員会

1 地域経済の再生について

我が国にとって最大かつ喫緊の課題は、経済の再生であり、政府は、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的かつ強力に実行することにより、強い経済を取り戻し、デフレからの脱却とその後の持続的成長を実現するとしている。

そのような中、最近の我が国の景気は、緩やかに回復しつつある。こうした改善の兆しを雇用の拡大等、地域経済の活性化、国・地方一体となった経済再生につなげることが求められている。

しかしながら、地域経済においては、いまだ景気の回復を実感できるまでには至っておらず、デフレ状況ではなくなりつつあるものの、依然として厳しい状況が続いている。

よって、地域経済再生のため、実効性ある成長戦略の着実な推進に加え、地域における内需の振興、投資拡大等により、経済効果を地域全体に波及させるなど、万全の措置を講ぜられたい。

2 中小企業の再生・活性化について

中小企業を取り巻く環境は、デフレ状況ではなくなりつつあるものの、エネルギーコストの高止まりや円安に伴う原材料費の高騰などの影響を受け、厳しい状況が続いている。

このような中、2013年7－9月期の中小企業景況調査によると「中小企業の業況は、持ち直し基調の中にも、一部業種には一服感が見られる」としており、持ち直しの動きを確実なものとする必要がある。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化が急務となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 全国的な中小企業支援ネットワークの整備や、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関の充実を図るなど、総合的かつきめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すること。
- (2) 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。
- (3) 地域における起業・創業の促進及び建設業、環境・エネルギー、福祉を始めとした中小企業の新分野進出等への支援措置の充実を図ること。

3 エネルギー政策の確立について

エネルギーは、国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、持続的かつ安定的に供給が確保されなければならない。

しかしながら、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性について国民の信頼が大きく損なわれ、また、電力・石油・ガスといったエネルギーの供給にも混乱が生じ、我が国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになった。

福島第一原子力発電所事故については、発生から2年以上が経過して

いるが、依然として多くの住民が避難生活を余儀なくされており、事態の収束とともに、事故原因の究明や原子力施設の安全対策、原子力防災体制の強化など、原子力災害が二度と起きることのないよう、万全の対策を講ずることが求められている。

併せて、国民生活や経済、産業を支えるエネルギー政策の方向性を確立することが求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 電力システム改革を着実に進めるとともに、地域の実情を踏まえ、どの地域にあっても改革のメリットが同じく享受できるように進めること。

また、最適なエネルギーミックスを追求し、核燃料サイクル政策の方向性について明確な方針を示すことを含め、新たなエネルギー基本計画を早急に策定すること。

- (2) 電力会社の電気料金値上げによる企業活動への影響を緩和するため、引き続き電力会社に対する経営効率化に向けての適切な指導等を行い、電気料金低廉化に努めるとともに、省エネ設備等の導入に対する支援や中小企業支援施策の充実を図ること。

- (3) 原子力発電所の新規制基準に基づき、厳正かつ的確に安全審査を行い、その結果について、根拠を含め国民に丁寧に説明すること。

また、安全規制に携わる人材の増強、育成等を行い、現場における規制体制の強化を図るなど、安全対策を徹底すること。

安全性が確認された原子力発電所の再稼働に当たっては、地元の意向を尊重しながら国が責任を持って判断し、その結果について国民に丁寧に説明すること。

なお、原子力発電所の長期停止等による地域経済への影響につ

いて実態調査を行い、その結果を踏まえ、地域に応じた経済対策、雇用対策を講ずるなど、立地地域を始めとする地域経済への対策を責任を持って行うこと。

- (4) 原子力災害対策指針については、真に地域防災計画の指針となるよう、継続的に見直しを行い、必要な項目を整備するとともに、地方公共団体が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や防災対策の強化に対して、必要な支援・協力を行うこと。

また、原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。

- (5) 再生可能エネルギーの普及拡大、天然ガスの安定供給の確保を図るとともに、メタンハイドレートの実用化に向けた取組を推進すること。

さらに、地域の実情を加味した小規模・分散型の電熱併給等の普及促進を図るなど、当該地域の特性を踏まえたエネルギー効率の優れたまちづくりや、省エネ家電のより一層の普及支援に取り組むこと。

国土交通委員会

1 社会資本整備財源の確保について

地形的、気象的に、自然災害に対して脆弱な国土条件下にある我が国においては、住民の安全と安心の確保のため、災害に強い国土を形成することは、最優先の課題である。

特に、東日本大震災では、道路・鉄道・空港・港湾などのネットワークが、住民の避難や救急物資の輸送ルート、迂回ルートとしての機能を発揮したことに加え、高速道路の盛土構造が浸水拡大防止の機能も発揮するなど、これらの社会資本が災害時に果たす役割の大きさが改めて認識されたところである。

しかしながら、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域が多数存在していることから、今後起こり得る大災害に備えるためにも、国全体として、早急に高速道路等の国土ミッシングリンクを解消し、複数軸の交通インフラ整備を進めていくことが、極めて重要である。

また、近年多発する「これまでに経験したことのないような大雨」などの災害から、国民の生命・財産を守るためにも、ダム・河川・砂防施設等の整備を着実に進めていく必要がある。

さらに、高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていく必要がある。

よって、将来に向けた国民の安全・安心を早期に確立するため、高速道路や整備新幹線等の国土ミッシングリンク解消やダム建設の推進、老朽化対策の充実強化など、社会資本整備予算については、十分な総額を確保されたい。

2 道路の整備促進について

道路は、防災、救急医療、通勤、通学など住民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な生命線であり、さらには、地域振興や地域経済の活性化のために、優先的に整備すべき社会資本である。

しかしながら、地方の道路整備は、いまだ立ち遅れている状況にあり、引き続き道路整備財源の充実を図るとともに、道路網の整備を重点的かつ計画的に推進する必要がある。

よって、道路の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 極めて厳しい地方財政の状況及び地方の道路整備の必要性等に鑑み、地方において必要な道路整備を確実にできるよう、道路整備財源を十分確保すること。

また、道路事業については、災害時の代替機能、救急医療への対応や、観光客の増加など整備による多様な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みを早急に具体化すること。

- (2) 高速自動車国道の整備については、ミッシングリンクを解消し、早急に全国的なネットワークを形成するため、国の責務として重点的かつ計画的に推進すること。

特に、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間及び予定路線区間についても、早急に整備計画等を策定し、事業を推進すること。

- (3) 一般国道の自動車専用道路の整備を促進すること。
- (4) 各地域の広域的な連携を強化するため、地域高規格道路の整備を促進すること。

- (5) 高速道路料金については、地方の意見を踏まえ、地域間格差の是正を図るなど、利用しやすい料金体系を実現すること。
- (6) 大都市圏と地域経済との交流を活性化させる観点から、高速道路の更なる有効活用と機能強化が図られるよう、利便性の向上と渋滞緩和に資する簡易な「出入口」の増設、物流コスト低減や移動人口増加に結びつき、人と物の流れを最適化する料金制度の導入など、高速道路の物流の効率化と人流の円滑化を実現するための具体的な対策について、各界各層の意見等を十分聞きながら検討を進めること。

3 鉄道の整備促進について

新幹線、在来線等を中心とする鉄道は、我が国における基幹的高速交通手段として重要な役割を担っており、その整備充実は、地域の自立的発展と経済の活性化、さらには災害に強い強靱な国土づくり等を図る上で必要不可欠なものである。

よって、鉄道の整備促進のため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 整備新幹線の早期完成を図るため、安定的な事業実施及び関連する諸課題の解決が可能となるよう、公共事業費の拡充・重点配分、JR貸付料等、幅広い観点から十分な財源を確保すること。

また、地方負担軽減のための財源措置を拡充するとともに、未着工区間の早期着工を図ること。

さらに、新幹線相互の直通運転を実現するとともに、騒音等対策については、既存の新幹線も含めて、沿線住民の生活環境の保

全に万全を期すること。

(2) 基本計画路線については、必要な調査を実施するとともに、速やかに整備計画を策定し、早期着工を図ること。

(3) 整備新幹線の開通に伴い経営分離される並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行する、国の物流政策上、極めて重要な役割を果たしていることから、将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、初期投資や運営費に対する助成措置、資産の無償譲渡若しくは収益性に基づいた価格設定のルール化を図ること。

また、並行在来線の経営安定維持のために、地方負担の軽減等について、これまでの枠組みの見直し・再検証を速やかに行い、JRからの協力・支援の在り方や並行在来線の赤字解消分も含まれている貸付料など新しい財源措置を含め、新たな仕組みを構築するとともに、乗継割引に対する財政支援制度の創設など支援施策の充実を図ること。

(4) 在来線の高速化、複線化及び電化等を促進すること。

(5) 踏切事故防止対策や安全保安設備の充実、鉄道事業者に対する指導の徹底など、安全な輸送を確保するための施策を更に推進すること。

(6) フリーゲージトレイン（軌間可変電車）の技術開発を推進し、早期実用化を図ること。

(7) 特定地方交通線や地方鉄道新線を引き受けた第三セクター鉄道等の鉄道防災、車両更新、交通バリアフリー化を促進するとともに、経営安定化対策を充実すること。

また、地域の経済社会活動の基盤として重要な役割を果たして

いる地方鉄道の活性化・再生への取組について、各種支援措置を強化すること。

- (8) 新幹線網を利用した夜間長距離物流の実現について検討を行うこと。

4 空港、港湾の整備促進について

空港、港湾は、国土の均衡ある発展と産業振興の飛躍的な発展に資する重要な社会資本として、我が国の経済・社会活動を支えている。

さらに、国際競争力の強化や観光立国の実現を推進するためにも、空港、港湾を効果的、重点的に整備する必要がある。

よって、空港、港湾の整備を促進するため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 周辺環境整備対策に配慮しつつ、滑走路等の維持・更新やバリアフリー化等の既存空港の質的充実など、空港の整備を着実に推進すること。
- (2) 地域間交流の拡大を図るため、ヘリ・コミューター航空等地域航空システムを充実強化すること。
- (3) 航空交通の効率的な運航と一層の安全を確保するため、航空管制業務の充実強化を図ること。
- (4) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を創設すること。
- (5) 航空会社の経営を圧迫している航空機燃料税等の減免を継続すること。

(6) 既存の港湾施設の維持修繕に係る施策の充実を図るとともに、地域の多様な要請に対応した港湾の整備を促進すること。

また、国有港湾施設については、国と地方の役割分担を明確にするとともに、国がその維持修繕について一定の責任を果たすこと。

(7) 地域の国際化、経済の国際競争力の強化のため、道路、鉄道と一体的に港湾、空港施設の整備を行うとともに、モーダルシフトに取り組むなど、人や物の輸送の一層の効率化を促進すること。

また、国際化の推進に対応するため、空港・港湾のC I Q体制の整備を図ること。

5 防災・減災対策の充実について

我が国の国土条件は、地震、津波、台風、洪水、地すべりなど、自然災害に対し脆弱で、毎年、多発する災害により、大きな被害が生じており、先の東日本大震災では、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生や、高度経済成長期に整備した社会資本の老朽化による被害の拡大が懸念されている。

このため、既存インフラの耐震化や震災に強いまちづくり等を早急に進め、災害に対する住民の安全と安心を確保することが重要である。

よって、防災・減災対策の充実のため、次の措置を講ぜられたい。

(1) 港湾、海岸、河川、空港、道路などの基幹的施設が、災害によって、壊滅的な被害を受けることで、資材等の輸送を困難にし、被災地域の早期支援や応急的な復旧作業の妨げとなることから、全

国的な基幹施設の防災機能強化に向けた整備を推進すること。

また、ハード面の整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な財源を確保すること。

(2) 災害の防止・予防を目的とした治水事業や危険箇所の実態に応じた泥流対策、土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策の充実を図ること。

(3) 震災に強いまちづくりのため、学校等の公共施設、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、水道施設及びため池など、耐震化を促進すること。

なお、昭和56年以前に建設された住宅の耐震改修の助成制度を拡充すること。

また、都市の防災機能強化のため、電気、水道などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進すること。

(4) 津波による浸水被害が想定される社会福祉施設等の高台移転や高層化を促進するための補助制度を恒久化するとともに、広域型特別養護老人ホーム等の高齢者施設及び保育所なども補助対象とすること。

また、要配慮者等が入・通所する社会福祉施設等の周辺の避難施設の整備及び福祉避難所の指定を促進すること。

6 水資源対策の充実強化について

水資源の安定確保は、安全・安心で快適な暮らしを実現するための重要な課題となっている。

特に、近年、急激な気候変動による水資源への影響も指摘されており、いかなる社会状況下においても良質な水資源を安定的に確保することが望まれている。

このため、今後とも、需給両面から総合的な水資源対策を講ずることにより、水供給の安定性の向上を図っていく必要がある。

よって、水資源対策の充実強化のため、次の措置を講ぜられたい。

(1) 異常渇水、洪水調整及び既得取水の安定化等に対応するため、地方の意見を反映しながら水資源開発施設の整備を進めるとともに、既存水源の有効活用策を支援すること。

また、水道用施設の整備や老朽施設の更新に係る財政措置を充実すること。

(2) 節水型都市づくり対策に対する支援策の充実強化を図ること。

(3) 上流と下流の交流の促進と、そのために必要な基盤整備など、水源地域振興対策の充実強化を図ること。

7 特定地域振興対策の推進について

過疎地域、山村、豪雪地帯、半島、離島等の地域は、国土・自然環境の保全、災害や地球温暖化の防止はもとより、都市に対して食料や水・エネルギーを供給するなど、多面的・公益的機能を担う国民共有の財産である。

しかしながら、これらの地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、さらに、少子・高齢化、人口減少が進行する中で、生活基盤の維持が困難な状況に陥っており、よりきめ細かな対策を引き続き

強力に推進する必要がある。

よって、特定地域振興対策の推進のため、次の措置を講ぜられたい。

(1) ハード・ソフト両面にわたる総合的な特定地域振興対策を強力に推進するとともに、十分な財政措置を講ずること。

なお、国境離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、特別の支援措置を講ずること。

(2) 高速道路と共存できるよう、内航フェリー航路等公共交通機関の維持が図られるよう適切な支援措置を講ずること。

(3) 地方バス路線の確保・維持を図るとともに、廃止路線代替バスやスクールバス等の各種バスの一体的運行など、生活路線対策を充実すること。

(4) 離島航路・離島空路の維持・安定化への支援を拡充すること。

(5) 道路の除雪・防雪・凍雪害防止など、冬期道路交通対策を着実に推進すること。

農林水産環境委員会

1 食料・農業・農村政策の推進について

我が国の農業・農村は、担い手の不足や高齢化の進行、農産物価格の低迷等により、厳しい状況に直面している。

さらに、我が国は7月のマレーシア会合からTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉に参加し、年内の妥結に向けて、交渉を重ねているところである。TPP協定に参加すれば、輸出関連産業の活性化及び消費の拡大が期待されている一方で、農林水産業の将来や食の安全・安心に対し深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

また、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想される中、我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準にあることから、食料安全保障の確保に向けた施策の推進が一層求められている。

このような中、国は「攻めの農林水産業」を掲げ、5月21日に内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、農業の持続的発展に向けて取り組んでいるところであるが、具体的な施策の推進に当たっては、地域の実情に十分配慮しながら進めていくことが重要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

【TPP協定交渉】

- (1) TPP協定交渉を進めるに当たっては、交渉に関する詳細な情報が提供されていないことから、国は責任を持って情報を提供するとともに、地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で最終的な協定への参加の可否を判断すること。なお、交渉の過程においては、影響が甚大な農林水産物について、関税撤廃の例外措置

を確保することに全力を尽くすこと。

また、T P P 交渉を含め、あらゆる国際貿易交渉に当たっては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

【経営所得安定対策】

(2) 「経営所得安定対策」の見直しに当たっては、将来にわたり安心して農業経営に取り組めるよう法律を制定し、恒久的な制度とするとともに、地域の実情に即した制度設計とすることや、今後の地域農業を支える経営体への支援を充実させること。

また、米、麦・大豆等の畑作物のほか、野菜、果樹、花き、畜産等の多様な農業を支援する施策体系の構築や所要額の確保を図り、充実した経営安定対策等を実施すること。

【農地中間管理機構】

(3) 「農地中間管理機構」(仮称)については、地方と十分に協議した上で制度設計を行い、どの地域でも農地の円滑な集約化ができるよう実効性を確保するとともに、農地が機構に滞留しないよう配慮すること。また、人的・財政的支援を十分に行い、将来も含めて、地方に負担を生じさせないこと。

【農村の整備】

(4) 効率的な経営が可能となる農地の整備、農業水利施設の補修・更新並びに災害に強い農村地域の構築に向けて、農業者や地方公共団体が積極的に取り組むことができるよう、地域の特性に応じ

た施策を講ずるとともに、所要額の確保に努めること。

【青年就農給付金】

- (5) 青年就農給付金について、親元に就農する者の青年就農給付金の支給要件を緩和するよう制度を見直すとともに、安定的な制度として継続的に必要な財政支援を講ずること。

【中山間地域対策】

- (6) 中山間地域については、経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進、必要に応じた規制緩和など、地域の特性に応じた総合的かつきめ細やかな振興対策を講ずること。

【野生鳥獣被害対策】

- (7) 野生鳥獣による被害防止対策については、それぞれの地域が被害実態に応じた対策に総合的かつ計画的に取り組めるよう、効果的な捕獲手法の確立と被害防止対策の充実強化を図ること。

また、被害対策アドバイザーなど専門的な知識や経験を有する人材の育成を図るとともに、都道府県域を越える広域的な被害対策に対する支援等を一層強化すること。

【育種事業及び種子施設の整備】

- (8) 病虫害や気候変動に強い優良品種の継続的な開発を推進するため、国が一定の責任を果たす新たな育種事業の創設を図ること。また、主要農作物種子用の施設整備に係る補助制度の充実を図ること。

【米の需給対策】

- (9) 米の需給調整を図るため、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、主食用米や加工用米の需給に影響を与えないよう対策を講ずること。

また、米の先物取引の試験上場については、常時監視・監督し、適切に検証するなど、米の需給調整対策との整合性に配慮すること。

【輸出対策】

- (10) 農産物等の輸出が円滑に進むよう、対象国に対して、検疫制度や通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかけるなど、輸出促進のための取組を強化すること。

【燃油価格高騰対策】

- (11) 施設園芸に対する「燃油価格高騰緊急対策」について、取引価格の状況を踏まえ引き続き実施すること。

【都市農業】

- (12) 都市農業の振興及び都市農地の保全について、基本理念及び施策の展開方向を明示する法律を制定するとともに、総合的かつ計画的に推進するための施策を充実すること。

2 食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について

近年、メディア等の発達に伴い、「食」に関する情報が社会に氾濫する

中、食品の安全・安心の確保に関する国民の関心は高まっている。

このような中で、国民の安全・安心を確保していくためにも、より一層信頼される制度を構築していく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 加工食品における原料原産地などの表示方法を見直すなど、消費者及び食品事業者に分かりやすい表示制度を早急に確立すること。
- (2) トレーサビリティシステムの円滑な普及を図るため、全国的な食品トレーサビリティのガイドラインとなっている「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」の品目拡大と普及を推進すること。
- (3) 遺伝子組換え作物を原料とする全ての食品については、表示を義務化すること。
また、遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生防止対策を講ずるとともに、一般作物との交雑・混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産・流通段階での隔離を徹底する施策を講ずること。
- (4) 輸入食品の安全検査体制の充実強化を図ること。
- (5) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、コイヘルペスウイルス病等の伝染性疾病の発生を防止するため、防疫・検疫体制を強化するとともに、発生によって影響の生じた関連事業者に対し、必要かつ十分な経営支援策を講ずること。
- (6) B S E（牛海綿状脳症）安全確保対策について、科学的根拠に基づき、国の責任において、全国各地できめ細かくリスクコミュニ

ニケーションを行うとともに、様々な媒体を活用し、広く国民の理解浸透を図ること。

また、外国産牛肉の輸入に当たっては、「日本向け牛肉輸出証明プログラム」の遵守など、安全性の確保に万全を期すること。

- (7) 二枚貝に取り込まれたノロウイルスの除去方法の確立と、漁場におけるノロウイルス監視体制の強化を促進するとともに、全国一律の衛生基準及び検査体制を早期に構築すること。
- (8) 地域特産農産物に使用できる農薬登録を促進するとともに、農薬の適正使用の徹底を図ること。
- (9) 農用地の土壤汚染に対応するため、農産物が重金属及び放射性物質等の吸収を抑制する技術の開発に努めるとともに、土壤汚染の回復に対する支援措置を拡充すること。

3 森林・林業・木材産業政策の推進について

森林は、国土の保全、水資源のかん養等多面にわたる機能を有しており、近年、その持続的発揮に対する期待が高まっている。

また、我が国は京都議定書の第二約束期間には参加していないものの、引き続き目標を定めて、国際ルールを踏まえた温室効果ガスの排出削減努力を続けることとしている。削減のためには、二酸化炭素の吸収源である森林の整備や再生産可能な資源である木材の利用拡大をより一層推進する必要がある。

しかしながら、我が国の林業及び木材産業は、採算性の急激な悪化や林業就業者の減少・高齢化により極めて厳しい状況に置かれていること

から、林業・木材産業の活性化、公的森林整備体制の確保に向けた取組が極めて重要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 持続的な森林の管理・整備を行うため、林業事業体の体質強化や定住条件の整備を図るとともに、「緑の雇用担い手対策事業」による担い手の確保・育成等の対策を強化すること。

なお、森林整備の担い手となる林業事業体が安心して林業従事者を雇用できるよう、京都議定書第一約束期間後の次期枠組みでも第一約束期間と同様のルールで森林吸収源対策を位置付け、新たな枠組みに基づく森林整備計画量を早期に示すこと。

- (2) 間伐の促進や複層林・混交林化など、多様な形態の森林の整備を総合的かつ計画的に推進すること。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進に当たっては、厳しい状況下に置かれている地方公共団体や森林所有者の実情等に十分配慮すること。

- (3) 累積債務の増加により経営危機に直面している森林整備法人については、債務圧縮や利子負担軽減のための新たな金融支援制度を創設するとともに、経営支援を行う都道府県に対して財政負担軽減のための地方財政措置を拡充すること。

また、既往債務処理への対応を行った都道府県に対しては、負担軽減のための支援制度を創設すること。

- (4) 木造公共施設の整備、木質バイオマス利活用施設の整備及び住宅など民間施設への国産材の利用等により、木材需要を拡大し、林業を活性化させるための施策の充実を図るとともに基金の創設・拡充などの措置を講ずること。

また、木材を低コストで搬出するための高性能林業機械の導入や、品質・性能の確かな製材品を供給するための木材加工流通施設の整備などに対する支援を強化するとともに、木材価格の安定化を図るための仕組みを整備すること。

(5) 防災対策に資する治山事業及び林道整備事業を着実に実施するとともに、事前防災に軸足を置いた防災・減災対策を重点的に推進すること。

(6) 外国資本による森林などの土地の取得及び開発行為については、その実態を正確に把握するとともに、森林の適切な管理及び水資源の保全という観点から規制するため、早期に法律を制定するなどの措置を講ずること。

(7) 違法伐採を防止するため、合法性の証明など違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取組を強化すること。

また、国内木材業者等が自主的に実施している合法性の証明などに対しても支援すること。

(8) 健全な森林の保全・育成を図るため、松くい虫防除対策やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ対策を一層推進すること。

(9) 海岸防災林については、津波対策を含めた総合的防災機能を有していることから、より一層の整備を図ること。

4 水産業振興対策等について

我が国の水産業は、水産資源の減少、漁業就業者の不足・高齢化、魚価の低迷等に加え、燃油価格の高騰が大きな影響を与えており、極めて

厳しい状況に置かれている。

このような中、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を実現するためには、総合的かつ計画的な水産施策の展開が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 漁業者を対象とした融資保証制度や漁業経営安定対策の拡充を図ること。また、漁業用燃油対策については、漁業者の負担を軽減し、安定した漁業が営めるよう必要な措置を引き続き実施すること。

(2) 我が国周辺水域における広域的な水産資源管理体制の構築を図るとともに、暫定水域及びその周辺での漁業者の操業が、国境の監視活動に資している点を評価し、「漁場機能維持管理事業」の新たなメニューとして支援の充実を図るなど、外国漁船に対して実効ある監視取締体制を強化すること。

また、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講ずること。

(3) 日中・日韓漁業協定に基づく日中暫定措置水域・中間水域及び日韓暫定水域並びに日台漁業取決めの適用水域については、水産資源の保存・管理措置の早期確立を図ること。

また、我が国排他的経済水域内における外国漁船の操業条件等については、我が国漁業者の意向を尊重し見直すこと。

(4) 担い手の育成・確保対策の強化や水産物供給の基盤整備とともに、漁村の生活環境を整備し、都市との交流を促進することにより、漁業全体の活性化を図ること。

(5) 漁船漁業の省エネルギー化に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

また、今後、FRP（繊維強化プラスチック）漁船の廃船が大量に排出されることが予想されることから、リサイクルシステムの見直しなど処理方法の確立を図ること。

- (6) 国際貿易交渉においては、分野別関税撤廃対象からの水産物の除外、輸入割当制度の堅持及び漁業補助金の一律排除阻止について、関係国と連携を図りながら強く主張すること。
- (7) 水産物の消費を拡大するため、地域産業との連携、消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工体制の整備及び輸出の促進を図ること。
- (8) 水産資源の循環利用を促進するため、水産系バイオマス資源のリサイクルの促進を図ること。
- (9) 大型クラゲについては、被害防止対策の拡充及び操業経費の増加や除去作業に対する支援の創設・拡充を図ること。
- (10) 水質浄化機能等を有する藻場の維持・保全等を図るため、漁業者等が行う保全活動への支援を拡充すること。

また、赤潮による漁業被害を未然に防止するため、発生メカニズムの解明、防除技術の開発及び早期実用化を図ること。

5 環境政策の推進について

我が国においては、地球温暖化対策、大気汚染問題への対応、循環型社会の実現など、多くの環境問題が山積している。

地方においては、これらの課題を解決するため、地域の実情に応じた取組を実施してきているところであるが、今後も主体的な取組を実施し

ていくためには、国による適切な支援措置が必要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 地球温暖化対策のための税については、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として活用できるものとする。

(2) 微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染については、観測体制の充実強化や健康被害に関する調査研究の推進等を図るとともに、国民へのより分かりやすい情報提供を行うこと。

また、海外からの越境大気汚染に対しては、地方公共団体による取組には限界があることから、国の責任において詳細な調査を実施するとともに、相手国に対する排出抑制対策等の国際的な取組を一層推進すること。

(3) 一般廃棄物の循環利用の促進や適正処理に資する市町村等の一般廃棄物処理施設については、整備を促進するための支援措置を拡充すること。

また、廃止焼却施設の解体撤去を促進するため、新たな制度を創設するなど、支援制度を拡充すること。

(4) 水俣病対策については、今後も被害者の救済等を円滑に進めるため、医師の確保等検診体制の整備を図るとともに、医療・福祉や再生・融和（もやい直し）等に関する施策を一層推進すること。

また、救済措置に係る関係地方公共団体においては、医療費等の財政負担が増加していることから、適切な支援措置を講ずること。

(5) 琵琶湖等の湖沼・内海の水環境がもたらす恵みや自然循環作用を次世代に継承するため、閉鎖性水域における水質や自然環境・

景観の保全、水源かん養等の施策を総合的に推進するために、必要な支援措置を講ずること。